

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務仕様書

1 業務概要等

(1) 業務名

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年7月1日まで

(3) 業務概要

青山剛昌ふるさと館整備（附属施設、外構を含む）にかかる基本設計業務 1式

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ① 所在地 鳥取県東伯郡北栄町由良宿1300
- ② 敷地面積 約24,000㎡
- ③ 区域区分 区域指定なし
- ④ 用途地域 指定なし

(2) 施設の条件

- ① 施設名称 青山剛昌ふるさと館
- ② 施設用途 青山剛昌先生の原画等の展示、まんが文化の発信を行う文化・交流施設
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号第2類)

(3) - 1 建築物の条件

- ① 棟名称 青山剛昌ふるさと館
延べ床面積 約3,000㎡
- ② 主要構造 本業務により決定する
- ③ 耐震安全性の分類
 - (a) 構造体 II類
 - (b) 建築非構造部材 A類
 - (c) 建築設備 乙類

(3) - 2 その他の条件

- ① 名称 外構エリア（附属施設・トイレ・緑地広場・駐車場等）
- ② 面積等 本業務により決定する

(4) 想定建築工事費

本事業における建築工事費は概ね18.6億円程度を見込んでいる。ただし、工法、構造等の検討により、建設費及び維持管理費のコスト縮減に取り組むこと。

上記想定建築工事費は、基本計画を参考にしたものであり、確定した金額ではなく工事発注時の物価変動は見込んでいません。

(5) 設計と条件の参考資料

- ① 青山剛昌ふるさと館再整備基本計画（以下「基本計画」という）
- ② 周辺敷地図
- ③ 近隣地質調査データ

3 業務内容

令和5年6月に策定した基本計画を踏まえ、青山剛昌ふるさと館整備に必要な建築施設及

び外構付帯建築物の設計を行うもの。

本業務の遂行に当たっては、関係者との調整を行い、公益性と収益性を兼ね備えた先進的な施設設計となるよう努めることとする。

また、青山剛昌先生の作品の世界観を最優先して業務を進めることとし、業務進行中の柔軟な対応ができることを必須とする。

(1) 基本設計業務の範囲

建築基本設計、建築（構造）基本設計、電気・機械基本設計、敷地全体の配置図、平面図、断面図、外構等基本設計（給排水関係、電気関係、防災関連、緑地広場・駐車場関係）、概算工事費、概略工程表の作成、補助金・交付金の手続きに必要な資料の作成、その他イメージ図等。

また、同時に行われる展示計画策定業務と共有して対象となる部分については、展示計画策定業務受託者及び発注者と十分な調整を行い、業務を遂行すること。

(2) 建築基本設計・展示計画策定業務区分（案）

項目	建築	展示	備考
本体全般	○	△	展示に係る部分は展示側より提案、調整
展示ケース、什器、模型、造形		○	
映像、音響、情報機器（コンテンツ）		○	
館内ピクトサイン	○	△	
展示誘導動線サイン	△	○	
空調設備	○	△	展示側より条件提示
防災設備	○	△	展示側より条件提示
衛生設備	○		
電気設備	○	△	展示側より条件提示
情報通信設備（LAN、電話配線等）	○		

※○は主体業務、△は補助的業務とするが、上記設計業務区分はあくまで概略である。

記載外の項目等を含めて業務内において、展示計画策定業務受託者及び発注者と詳細調整を行うこと。

(3) 設計に係る留意事項

① 各種補助金・交付金の整理

本整備にあたり、町の財政的負担を軽減させることを目的に、各種補助金・交付金等について町と協議し、整理するとともに、活用も検討し、設計内容に反映させること。

② 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、納品時の他、業務の進捗に併せて随時行う。各企業の管理技術者又は主任技術者（以下「各企業の技術者」という。）は、展示計画策定業務受託者等を含めた全体打ち合わせ会議に必ず出席すること。また、各企業の技術者は、月に最低1回以上監督員と打ち合わせを行い、協議録を作成し相互に確認を行うこと。なお、打ち合わせについては、監督員があらかじめ認めた場合、インターネットを活用したりモート会議により行うことができる。

③ 旅費

打ち合わせに係る旅費については、本業務費に含む。

4 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

(1) 共通

- ① 官庁施設の基本的性能基準
- ② 庁施設の総合耐震計画基準
- ③ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ④ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ⑤ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

(2) 建築総合

- ① 建築工事設計図書作成基準
- ② 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ③ 公共建築改修工事標準仕様書
- ④ 建築構造設計基準
- ⑤ 建築工事標準詳細図

(3) 設備総合

- ① 建築設備計画基準
- ② 建築設備設計基準
- ③ 建築設備工事設計図書作成基準
- ④ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑤ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑥ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ⑦ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑧ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑨ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ⑩ 雨水利用・排水利用設備計画基準

(4) 積算

- ① 公共建築工事積算基準
- ② 公共建築工事標準単価積算基準
- ③ 公共建築数量積算基準
- ④ 公共建築設備数量積算基準
- ⑤ 公共建築工事共通費積算基準
- ⑥ 公共建築工事内訳書標準書式
- ⑦ 公共建築工事見積標準様式

5 資料の貸与

町が所有する資料のうち、本業務の履行にあたり必要な資料を貸与するが、適正な管理を行うとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。なお、それ以外の資料については本業務において収集するものとする。

6 成果物

成果物一覧表（別表2）のとおり。

7 業務完了後の協力等

次について委託者の要請があった場合、受託者はこれに協力する。

- ・現場説明の実施
- ・質疑回答書の作成
- ・設計図書に疑義が生じた場合または設計変更の必要が生じた場合
- ・会計検査等への立会